

# 加盟選手規則

## 第1節 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本テックボール協会（以下「本協会」という。）に加盟する選手に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 次の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 加盟選手

本協会の制定した競技規則に基づきテックボールを行う選手であって、本規則の定めるところに従い本協会に加盟したものの

## 第2節 加盟選手

(種別)

第3条 加盟選手の種別は、次のとおりとする。

①第1種

年齢を制限しない選手により構成される選手

②第2種

18歳未満の選手により構成される選手

ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

③第3種

15歳未満の選手により構成される選手

ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

④第4種

12歳未満の選手により構成される選手

ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

⑤女子

女子の選手により構成される選手

ただし、12才未満の選手は、第4種チームに登録するものとする。

⑥シニア

40歳以上の選手により構成される選手

2 前項に定める年齢は、当該登録年度開始日の前日(3月31日)現在の年齢とする。ただし、シニアの種別については、当該登録年度最終日(3月31日)現在の年齢とする。

第4条 本協会に加盟登録しようとするチームは、所在地の都道府県テックボール協会に登録申請をして、その承認を得なければならない。

(加盟登録の手続き)

第5条 加盟選手は、原則として、毎年4月末日までに、選手に関する登録申請を行うよう努めなければならない。ただし、所管の都道府県テックボール協会が認めた場合はこの限りではない。

2 競技会に参加しようとする加盟選手は、その競技会が定める期限日までに選手の登録手続きを完了しなければならない。

(加盟選手の権利及び義務)

第6条 加盟選手は、次の事項に関する権利を有する。

(1) 所在地の都道府県テックボール協会の組織単位としてその施策に関与すること  
(2) 本協会、都道府県テックボール協会又は地域テックボール協会が主催する競技会に参加すること(ただし、外国籍選手の参加については、各競技会要項の定めるところによる。)

2 加盟選手は、次の事項を遵守する義務を負う。これらの義務の違反は、本規則及びその附属規程並びに FITEQ、本協会、都道府県テックボール協会又は地域テックボール協会の組織の諸規則に規定された制裁の理由となり得る。

(1) 本協会、所在地の都道府県テックボール協会及び地域テックボール協会が定める登録料(分担金)を納付すること

(2) 『ユニフォーム規程』に定めるユニフォームを用意すること

(3) 競技規則を尊重すること

3 加盟選手は、『ユニフォーム規程』に定めるところに従い、ユニフォームに第三者のための広告を表示することができる。

(代表チームへの参加義務)

第7条 加盟選手は、本協会により代表チーム又は選抜チーム等の一員として招聘された場合、参加する義務を負う。ただし、傷害又は疾病のために、本協会の招聘に応ずることができない選手は、本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。

### 第3節 準加盟選手

(準加盟チーム)

第8条 準加盟選手に関する事項は、本節に定めるところによる。

2 準加盟チームの種別は第3条に準ずる。

(外国籍扱いしない選手)

第9条 日本で生まれ、次の各号のいずれかに該当する選手は、日本国籍を有しない場合でも、本規則の適用に関しては、外国籍の選手とはみなさない。

(1) 学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第5条に定める義務教育中の者又は義務教育を終了した者

(2) 学校教育法第1条に定める高等学校又は大学を卒業した者

2 前項の適用を受けるためには、本協会に申請し、承認を得るものとする。

(加盟登録)

第 10 条 本協会に加盟登録しようとする準加盟選手は、所在地の都道府県テックボール協会に登録申請をして、その承認を得なければならない。

2 加盟登録の手続きは、第 5 条に準ずる。

(出場資格)

第 11 条 準加盟選手は、その所在地の都道府県テックボール協会が主催又は後援する競技会にのみ出場することができる。ただし、当該競技会の主催者が出場を認めた場合はこの限りでない。

(権利及び義務)

第 12 条 準加盟選手は、次の事項を遵守しなければならない。これらの義務の違反は、本規則及びその附属規程並びに FITEQ 本協会、都道府県テックボール協会又は地域テックボール協会の組織の諸規則に規定された制裁の理由となり得る。

(1) 本協会、所在地の都道府県テックボール協会及び地域テックボール協会が定める登録料(分担金)を納付すること

(2) 『ユニフォーム規程』に定めるユニフォームを用意すること

(3) 競技規則を尊重すること

2 準加盟選手は、『ユニフォーム規程』に定めるところに従い、ユニフォームに第三者のための広告を表示することができる。

3 準加盟選手は、本協会により代表チーム又は選抜チーム等の一員として招聘された場合、参加する義務を負う。ただし、傷害又は疾病のために、本協会の招聘に応じることができない選手は、本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。

#### 第 4 節 附則

(改正)

第 13 条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(施行)

第 14 条 本規則は、2019 年 4 月 1 日から施行する。